

第百九十七回国参議院法務委員会會議録第三号

平成三十年十一月二十日(火曜日)

午後六時四十分開会

委員の異動

十一月十六日

辞任

佐藤 啓君

十一月二十日

辞任

丸山 和也君

補欠選任

丸山 和也君

補欠選任

藤木 眞也君

出席者は左のとおり。

委員長 横山 信一君
理事 福岡 資麿君
元榮太一郎君
伊藤 孝江君

委員

岡田 直樹君
徳茂 雅之君
長谷川 岳君
藤木 眞也君
柳本 卓治君
山谷えり子君
櫻井 充君

国務大臣

法務大臣 山下 貴司君

副大臣

法務副大臣 平口 洋君

大臣政務官

法務大臣政務官 門山 宏哲君

事務局側

常任委員会専門員 青木勢津子君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(横山信一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、佐藤啓君が委員を辞任され、その補欠として丸山和也君が選任されました。
また、本日、丸山和也君が委員を辞任され、その補欠として藤木眞也君が選任されました。

○委員長(横山信一君) この際、申し上げます。

立憲民主党・民友会、日本共産党及び沖縄の風所屬委員の出席が得られておりませんので、出席を要請いたしたいと存じます。しばらくお待ちください。
速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(横山信一君) 速記を起こしてください。

立憲民主党・民友会、日本共産党及び沖縄の風所屬委員に対し出席を要請いたしました。出席を得ることができませんでしたので、やむを得ず議事を進めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。山下 法務大臣。

○国務大臣(山下貴司君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

これらの法律案は、政府において、人事院勧告の趣旨に鑑み、一般の政府職員の給与を改定することとし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出していることから、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講じようとするものであり、改正の内容は、次のとおりであります。

一般の政府職員について、平成三十年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることとしておりますので、判事補等の報酬月額及び九号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げることとしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、平成三十年四月一日に遡ってこれを適用することとしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(横山信一君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正に関する請願(第二十七号)(第二十八号)

第一二七号 平成三十年十一月七日受理

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正に関する請願

請願者 北海道深川市 白崎みゆき 外五十九名

紹介議員 紙 智子君

現民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。婚姻の際、実際には九六%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。民法を改正し、別姓を望む夫婦にはその選択を認める選択的夫婦別姓制度を実現すべきである。ほかにも、女性のみに適用される再婚禁止期間、戸籍法に残された婚外子差別という差別的規定の廃止は緊急の課題である。百日を超える女性の再婚禁止期間は違憲とする最高裁判決(二〇一五年十二月)を受け、再婚禁止期間を六か月から百日に短縮する民法一部改正が実施された。再婚禁止期間は、再婚後の子の父親の推定重複を避けるためとされるが、実態にそぐわない推定規定のために多くの無戸籍児が生じている。DNA鑑定で父親を確定できる現在、女性の再婚禁止期間は不要であり廃止すべきである。国連女性差別撤廃委員会は、二〇〇九年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告し、二〇一六年三月にはこの勧告を遅滞なく実施するよう再度強く求

判 事 補																	簡 易 裁 判 所 判 事																										
三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	十七 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	十七 号												
三六四、九〇〇円	三四一、六〇〇円	三一九、八〇〇円	三〇四、七〇〇円	二八七、五〇〇円	二七七、三〇〇円	二五五、一〇〇円	二四六、二〇〇円	二三九、四〇〇円	二三三、四〇〇円	八一八、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	四三八、九〇〇円	四二一、五〇〇円	三八七、八〇〇円	三六四、九〇〇円	三四一、六〇〇円	三一九、八〇〇円	三〇四、七〇〇円	二八七、五〇〇円	二七七、三〇〇円	二五五、一〇〇円	二四六、二〇〇円	二三九、四〇〇円	二三三、四〇〇円	八一八、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	四三八、九〇〇円	四二一、五〇〇円	三八七、八〇〇円	三六四、九〇〇円	三四一、六〇〇円	三一九、八〇〇円	三〇四、七〇〇円	二八七、五〇〇円	二七七、三〇〇円	二五五、一〇〇円	二四六、二〇〇円	二三九、四〇〇円	二三三、四〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給

与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	俸 給 月 額	検 事														
		検 事 長	次 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
	一、四六六、〇〇〇円															
	一、一九九、〇〇〇円															
	一、三〇二、〇〇〇円															
	一、一九九、〇〇〇円															
	一、一七五、〇〇〇円															
	一、〇三五、〇〇〇円															
	九六五、〇〇〇円															
	八二八、〇〇〇円															
	七〇六、〇〇〇円															
	六三四、〇〇〇円															
	五七四、〇〇〇円															
	五一六、〇〇〇円															
	四二一、五〇〇円															
	三八七、八〇〇円															
	三六四、九〇〇円															
	三四一、六〇〇円															
	三一九、八〇〇円															
	三〇四、七〇〇円															
	二八七、五〇〇円															

副 検 事

十六号	二七七、三〇〇円
十七号	二五五、一〇〇円
十八号	二四六、二〇〇円
十九号	二三九、四〇〇円
二十号	二三三、四〇〇円
一 号	五七四、〇〇〇円
二 号	五一六、〇〇〇円
三 号	四三八、九〇〇円
四 号	四二一、五〇〇円
五 号	三八七、八〇〇円
六 号	三六四、九〇〇円
七 号	三四一、六〇〇円
八 号	三一九、八〇〇円
九 号	三〇四、七〇〇円
十 号	二八七、五〇〇円
十一号	二七七、三〇〇円
十二号	二五五、一〇〇円
十三号	二四六、二〇〇円
十四号	二三九、四〇〇円
十五号	二三三、四〇〇円
十六号	二二二、一〇〇円
十七号	二一四、三〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次項において「新法」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合には、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

平成三十年十二月十二日印刷

平成三十年十二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A